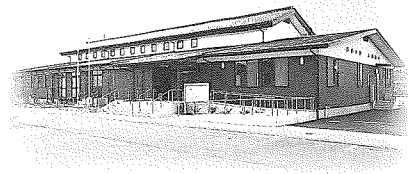


# Kase 8

## 嘉瀬公民館だより

2021  
(令和3年)

月号



発行/佐賀市立嘉瀬公民館

嘉瀬校区の人口 (6月末現在)

世帯数 2,133 世帯 男 2,242 人  
人口 4,885 人 女 2,643 人

〒840-0861 佐賀市嘉瀬町中原1690番地

TEL・FAX/ 0952-26-5208

E-mail/ kkase@city.saga.lg.jp

### 嘉瀬公民館主催講座 参加者募集

#### ことぶき大学

##### 歯の健康教室

歯だけではない、お口の健康の話。  
この機会に日頃のケアを見直しま  
しょう。



日時 8月31日(火)

10:00~11:30

講師 松本亜矢子さん(高森歯科医院院長)

##### やってみよう!太極拳

誰でも手軽にできる太極拳。  
手足を同時に別々に動かす  
ことで、認知機能の強化にも  
役立ちます。



日時 9月28日(火)

10:00~11:30

講師 吉永美紀さん(太極拳指導員)

場所 嘉瀬公民館大会議室

参加費 無料

対象 嘉瀬校区在住の60歳以上の方

定員 各回30人

#### みそ作り講座

日時 9月22日(水)、9月29日(水)  
10月13日(水)、10月27日(水)  
11月10日(水)、11月24日(水)  
12月15日(水)、1月19日(水)  
2月16日(水)

いずれも13:30~17:00

場所 嘉瀬公民館藍染未来工房

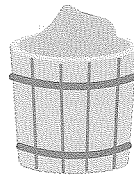
講師 ふるさと先生嘉瀬会

対象 どなたでも

定員 各日5人

参加費 材料代 麹1kg当たり約800円(予定)

申込期限 各開催日の4週間前



- ・ 麹5kg単位でお申し込みください。
- ・ エプロン、三角巾、マスク、みそを入れる容器を持参してください。
- ・ みそ作り講座は、参加者全員で協力して作業を行っていただきます。

申し込み・問い合わせ 嘉瀬公民館 TEL/FAX 0952-26-5208 (8:30~17:00 土日祝除く)

#### 嘉瀬公民館からお知らせとお願い

- ・ 公民館の開館時間は、8:30から22:00までです。(事務室開室 平日8:30から17:15まで)
- ・ 使用時間とは、入室から退室までの時間です。使用申請の際は、準備と片付けの時間も含め申請してください。
- ・ 講座の申し込み、公民館の利用の仕方等、お気軽にお問い合わせください。

## 主催事業 報告 ことぶき大学 第1回 人生100年時代～笑顔で健康づくり

令和3年度第1回は、佐賀女子短期大学理事長の内田信子さんを講師に迎え6月29日(火)に開催しました。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。(日本WHO協会訳)」

内田さんはこのWHO憲章を紹介し、前の職業や給料に拘らず、今の自分に合った働き方が大切。働くことが健康づくりにつながると話されました。また、日々のうれしいことや家族のありがたさなど、幸せの種を見つけて育てることが健康につながると訴え、参加者のみなさんの幸せの種(幸せだと感じることを)をききだし、ホワイトボードにびっしりと書き込まれました。

最後は、内田さん自身が長年取り組まれている佐賀錦の伝承活動や、ふるさと佐賀に対する思いなどを語られました。佐賀錦作家で重要無形文化財保持者の古賀フミさん(故人)の作品には藍染めが取り入れられているといい、嘉瀬町の藍染め活動にも関心を示されていました。(参加者21人)



## 社会人権・同和教育推進協議会

### 嘉瀬町人権学習会『子どもが輝く未来のために』



子どもを取り巻く人権問題を学ぶ学習会を7月13日(火)、嘉瀬公民館で開催しました。学習会は講話と朗読会の二部構成。朗読会では、嘉瀬町在住で県立点字図書館音訳ボランティアをされている池田文子さんと原美穂子さんに、子どもの詩、児童憲章などを朗読してもらいました。

佐賀市社会人権同和教育指導員の中村勝英さんの講話では、児童憲章が作られた背景と関連する法律、佐賀市の条例などについて説明がありました。人権について知っておかないと、被害者になったり加害者になったりする可能性があるという話に、参加した人は熱心に耳を傾けていました。

アンケートより…子どもは宝。大事にみんなで守っていきたい。/朗読に感動しました。/地域の連帯で、生きやすい世の中になってほしい。

(事務局：嘉瀬公民館 参加者25人)

## 自治会長会

### 令和3年度自治会長

嘉瀬校区には14の単位自治会があります。自治会は、河川清掃、防犯灯の維持管理、高齢者などへの福祉活動、世代間交流イベントなどさまざまな取り組みを行い、住みよいまちづくりに貢献しています。

自治会長会は毎月開かれ、佐賀市との連絡・調整、校区内の情報共有などが行われています。

町区名	氏名	町区名	氏名
北島	高取 茂樹◎	元町	永渕 恒之
荻野	橋本 藤義○	扇町	中尾 和文
東原	山田 英典	有重	杉谷 信政
天草江	音成 和文○	中原	山下 武則
グリーンハイツ	松永 栄	十五	小部 忠由□
嘉瀬津	前田 博憲	新町	香月 正信
青藍	上田 忠友	新生団地	川原 順二

◎会長 ○副会長 □会計

## まちの話題

### 子育てサークル『バスの乗り方教室』

かせっこマーチは、毎月2回嘉瀬公民館で活動する子育てサークルです。佐賀市交通局の協力を得て7月8日(木)、『バスの乗り方教室』が開かれ親子5組が参加しました。

時刻表と路線図の見方や乗車方法などの説明を受けた後、実際にバスに乗車。バスは公民館を出発し久保田まで向かいました。車中では交通局職員の方による紙芝居風のマナー教室や降車ボタンを押す練習が行われ、小さい子どもたちは終始興味津々な様子でした。降りるときに、まだ乗っていたいと駄々をこねる子も。

参加した人は、「バスはほとんど乗ったことがないが、子どもも楽しんでいておもしろかった」と話していました。

かせっこマーチは未就園児と保護者、どなたでも参加できます。活動は原則第2・4木曜日。詳細は嘉瀬公民館にお尋ねください。



## 嘉瀬町藍のものがたり

### 藍の生葉染め

佐賀市民を対象とした藍の生葉染め体験会が7月16日(金)と7月23日(金)、嘉瀬公民館内の藍染未来工房で開催されました。藍・愛をつむぐ会が、嘉瀬町の歴史伝承活動を広く知ってもらうため、生葉が収穫されるこの時期毎年行っているものです。

当日朝、公民館の敷地内の畑で栽培された藍の葉を摘み取り、きれいに洗ったあとミキサーにかけて液を作ります。濃い緑色の液に、模様を入れるため所々紐やゴムで縛った真っ白の絹のストールを浸すと、薄い緑色に染まりました。浸したあとストールを広げ空気に触れさせると発色が良くなるそう。数回繰り返し、あとは自宅でしっかり乾燥させると作品の出来上がりです。参加した人は、藍・愛をつむぐ会のみなさんに質問したりしながら楽しそうに作業をしていました。(題字 書道クラブ 鈴木和代さん)



## 嘉瀬校区行事予定

第30回ふるさと嘉瀬夏まつり	中止
嘉瀬小・昭栄中 始業式	8月31日(火)
嘉瀬小 運動会	9月26日(日)
ふるさと嘉瀬ふれあい運動会	検討中
第32回少年の主張大会	10月31日(日)
嘉瀬かかしまつり	検討中
通学合宿	11月17日(水)~20日(土)

行事は変更になる場合があります。詳細は各主催団体へお問い合わせください。

7月27日現在

## 熱中症は予防が大切です！

## 熱中症が疑われたら

- ◆ 涼しい場所へ避難
- ◆ 水分・塩分の補給
- ◆ 服を脱がせて、とにかく冷やす
- ◆ 医療機関へ運ぶ



## 嘉瀬町探訪 — とうぎぶろう 藤三郎屋敷遺跡

嘉瀬町中原の有明海沿岸道路(佐賀道路)建設現場で遺跡が発見され、平成2年7月から佐賀県文化財保護室により発掘調査が行われました。この遺跡は古い地名にちなんで藤三郎屋敷遺跡と呼ばれています。

7月18日(日)に地元向け現地説明会が開かれ、有重、中原を中心に約40人が参加しました。

### 中世から近世

この場所は、大規模圃場整備が行われる前の昭和40年代頃までは小高い丘のようになっていたといえます。

調査の結果、戦国時代から江戸時代初めごろの大きな溝(堀)や、墓地が発見されました。発見された堀は幅7~10メートルと大型で、南北方向と東西方向に枝分かれして延びています。堀の中からは、中国産の青磁や、瀬戸・美濃産、備前産の陶器のほか、五輪塔などの石塔も出土しました。

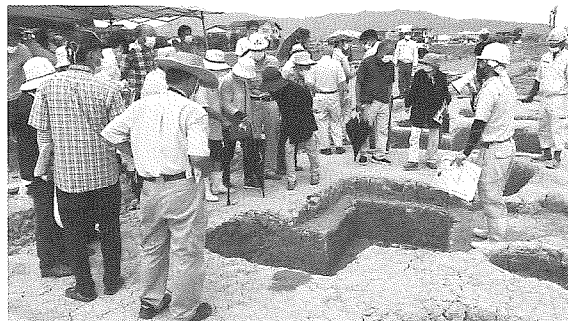
### 低平地環濠集落

墓地では27基の墓が発掘されました。箱式木棺墓や桶棺墓のほか、肥前陶器の大甕を用いた甕棺墓や、六角形の木棺を用いた墓なども見つかり、漆塗りの椀や櫛などが副葬品として納められている墓もありました。

こうしたことから、藤三郎屋敷遺跡は堀で囲まれた「低平地環濠集落」であり、文献記録や周辺の地名から、龍造寺氏・鍋島氏に仕えた「蒲原氏」の館跡と関連する可能性があります。

今後調査区域は埋め戻され、本格的な道路工事が始まることでした。

(参考・引用:佐賀県発掘成果速報展2021)



墓地跡では大小さまざまな墓坑が発見された。副葬品や位牌の年号などから、17紀初頭から18世紀前半にかけて、継続的に埋葬が行われたと考えられる。



出土品の一部。大きめの鉢は甕棺の蓋と考えられる。

## ワクチン差別 なくさんば!

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は強制ではなく、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで自らの意思で接種を受けることになります。また、体質や基礎疾患(持病)などの理由でワクチンを接種できない人もいます。

接種していない人は決して「コロナ対策をしていない人」ではありません。接種していない人に対して、接種の強制や差別・不利益な取扱いを行わないようにしましょう。

### ひとりで悩まずご相談ください

- ◆みんなの人権110番(法務局) 0570-003-110(8時半~17時15分)
- ◆人権啓発センターさが(佐賀県) 0952-25-7229(9時~17時)
- ◆人権・心配ごと相談(佐賀市) 0952-40-7085(問い合わせ)

毎週火曜日 13時30分~16時30分 佐賀市役所 本庁1階 市民相談コーナー

支所は月1回実施 ※上記相談については、土日、祝日、年末年始を除きます